

## 粗大ごみ処理手数料の改定について

### 1 改定の目的

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正により、廃棄物処理手数料が改定（40円/kg⇒46円/kg）されたため、粗大ごみ処理手数料も併せて改定する。

#### [主な品目の改定内容]

| 改定前<br>手数料 | 改定後<br>手数料 | 主な品目                          |
|------------|------------|-------------------------------|
| 300円       | 300円       | 布団、衣装ケース、掃除機、扇風機、照明器具、スーツケース等 |
| 400円       | 400円       | サーフボード、台車、ワゴン等                |
| 800円       | 900円       | 自転車（16インチ以上）、電子レンジ等           |
| 1,200円     | 1,300円     | ベッドマット（シングル）、ベッド本体（シングル）等     |
| 2,000円     | 2,300円     | 椅子（応接用2人以上）、ベッドマット（セミダブル以上）等  |
| 2,800円     | 3,200円     | 卓球台、机（両袖机）等                   |

### 2 施行日

令和5年10月1日（日）

（令和5年10月1日（日）以降の粗大ごみ申し込み分から適用）